

第 33 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 18 年 1 月 30 日(月) 13:30 ~ 17:00

場所 いたみホール

黒田 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 33 回武庫川流域委員会を開催いたします。

私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日は、23 名の委員にご出席いただく予定です。池淵委員、奥西委員につきましては、少しおくれる旨のご連絡をいただいております。浅見委員、村岡委員につきましては、所用のため欠席されております。

早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。本日は、午後 5 時までを予定しております。次第の裏側が配付資料の一覧でございます。委員名簿、裏側が行政の出席者名簿でございます。座席表、それから、資料 1 が第 40 回運営委員会の協議状況ということで、1 月 26 日に開催した分でございます。資料 2 - 1、資料 2 - 2 が、第 19 回、第 20 回の総合治水ワーキングチーム会議の協議結果で、1 月 20 日と 26 日に開催したものでございます。資料 2 - 3 が、総合治水における治水対策の枠組みということで、体系化したもの、1 枚ものでございます。資料 2 - 4 が、河川整備計画の目標流量設定の考え方と必要要件ということで、A 3 横長の裏表でございます。資料 2 - 5 が、河川整備計画の検討に用いる目標流量の設定ということで、ケース検討したものでございます。資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 3 - 3 が、奥西委員、中川委員、佐々木委員からの意見書でございます。最後に、参考資料として、ニュースレター武庫川づくり No 13 をつけております。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか - -。

それでは、2 番目の議事に移らせていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第 33 回武庫川流域委員会の議事を始めます。

きょうは、一昨日にリバーミーティングを開催したばかりで、いずれの会議にもご出席いただきました方、連日で大変ご苦労さまでございます。前回、18 日の第 32 回流域委員会では、井戸知事にも出席いただきまして、長時間にわたって委員との間のやりとりをさせていただきました。その中でも、この流域委員会、本委員会だけでも 32 回の委員会の重みというのは大変重いというご発言がございました。ご承知のとおり、本委員会は本日で 33 回目でございますが、流出解析、そして総合治水のワーキングチーム、あるいは 3 つのワーキンググループ、運営委員会等々、本委員会並みの委員の皆さんのご出席のもとに議論を重ねておりまして、リバーミーティングを合わせれば、2 年足らずで 130 回を超えて

おります。委員の皆さん、事務局、あるいはそれをバックアップするコンサルの皆さんも、大変厳しい日程で、体力勝負みたいなことが続いておりますが、後ほどご報告させていただきますけれども、残る期間、3月までに最終的な結論を得るのは難しい見通しになったということで、4月以降、若干期間を延長して審議を続けることになりました。その間も今のハイピッチの状態を委員を続けることになりますが、ひとつご協力をよろしくお願いしたいと思います。

では、本日の議事録並びに議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。

本日は、私と、草薙委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議題の提案にかえまして、26日に開催されました第40回運営委員会の報告をさせていただきます。お手元の資料1に、運営委員会の協議状況を記載しております。

この運営委員会では、前回、18日の流域委員会の後の2回のワーキングチームの会議を踏まえて、以下のように本日の委員会の議題並びに運営について調整をさせていただきました。

第1は、委員会の任期、活動期間の延長についてでございます。一昨年の3月からスタートしましたこの流域委員会、2年間の諮問期間でスタートしておりまして、この2年間で提言をまとめるように、さらに県の原案とのすり合わせを行うように努力してきましたが、事ここに至っては、この期間では到底無理だということで、県に若干の期間の延長を要請し、県の方からは、前回委員会でご回答いただきましたように、期間を若干延長して、当初の任務を全うして提言書をまとめてほしいという要請を受けました。

協議しました結果は、ここに記載のとおりでございます。延長期間につきましては、野方図というわけにはいきません。急がれますので、6月末をめどに最終提言を取りまとめて、諮問当初の任務を全うするということになりました。したがって、2月、3月を含めて、あと5カ月の期間で、私たちは、当初の課題を消化しようということです。詳細は後ほどご審議をいただきますが、おおむね次のような展開で今後の審議を進めることを運営委員会で議論し、県の側とも合意をいたしました。

第1は、3月末までの2カ月の間に、前回の流域委員会で整理した検討課題の8項目、治水にかかわる検討項目として、1点は、現在議論しております流域対策、2点目は、河道計画、3点目は、河道計画に伴う新設ダムの可否、4点目は、整備計画、5点目は、基本高水の一本化、これらについて一定の集約をしようということでもあります。同時に、治水と直接かかわらない利水、環境、まちづくり等、ワーキンググループで作業を進めてい

ただいております課題についても、この間に協議を進めて、取りまとめの方向へ向かってもらうということでもあります。ただ、ワーキンググループで担当していただいております課題に関しましては、3月末までに委員会としての取りまとめは困難なので、4月以降において議論をしていくということで、それまでにワーキングサイドで取りまとめに努力をしていただきたいということです。その上で、3月末には、それまでの協議状況及び今後の進め方等を整理して、第2次中間報告として諮問者の知事に提出をさせていただきます。4月以降は、残りの検討課題3項目、超過洪水対策、利水・環境対策、推進段階の組織づくりについて、協議、取りまとめをするとともに、河川管理者は、4月早々には基本方針と整備計画の原案を提示して、委員会ですり合わせを行う。そして、6月末を目標に最終提言を取りまとめる。こういうふうなスケジュールを設定して、今後臨んでいくということを取りまとめました。このことについて、本日委員会での承認を得たいと思っております。

本日の議題の2つ目は、総合治水対策の検討であります。総合治水対策については、前回の流域委員会から10日ほどの間に2回のワーキングチームの会議を開き、整備計画について、県から提案、説明を受け、協議してきました。協議の内容に関してご説明をして、整備計画の中身について、本委員会で初めて議論をさせていただきたいと思っております。

もう1点は、流域対策であります。流域対策については、前回の委員会で骨格案を一応ご承認いただきました。それに基づいてワーキングで作業をしていきますが、この間に新たな進展はございません。したがって、本日は、前回委員会で時間切れで議論できなかった点、あるいは知事とのやりとりの中で触れられた点等々に関して、引き続きご審議をいただきたいと思います。

本日の主な議題は、そういう内容でございます。一昨日のリバーミーティングで意見交換された結果を本日の議論の中に反映させていただければと思っております。

以上が運営委員会の協議結果のご報告でございます。これについて、ご質問、ご意見等があれば、伺いたしたいと思います - -。

特にならなければ、本日の議事はこの運営委員会の提案に沿って進めさせていただきます。

まず、議題1の今後の進め方ではありますが、運営委員会報告の中でご説明しましたように、この流域委員会を6月末まで延長し、最終提言の取りまとめを行うということに関して、先ほど申し上げましたスケジュールも含めて、ご意見、ご質問等があれば、お願いし

たいと思います。

中川委員 運営委員会のときにも申し上げたんですが、改めてこの席で申し上げておきたいと思います。任期を延長することについては、議論を最後までやり尽くすべきだと思いますし、やり尽くす必要があると私自身も思っております。もちろん、ながながといつまでもやっけていいという状況ではありませんので、より一層優先順位 - - プライオリティーをつけて議論していく必要があるというのは、私自身も強く認識しております。

1点、事務局に確認なんですけれども、今までのピッチ、もしかすると、それ以上ハリーアップになるかもしれませんけれども、その議論の大前提になるのは、検討素材になる資料が手元にある、検討資料をタイミングよく出していただくということです。出しにくい項目があるというのは、さまざまな議論の中でお互い了解していることではありますけれども、そこで了解して、まあしょうがないよねということで、流域全体で合意が得られるかという、決してそうではないというふうに私は思っております。検討資料をタイムリーに出していただけるということを前提に、我々はこのスケジュールをこなしていくこととなりますので、この場で改めて確認をさせていただきたいと思います。

松本委員長 資料の提出について、何か事務局の方からございますか。

田中 河川計画課長の田中でございます。

今の中川委員からの確認の話でございますが、私どもとして、できるだけ2年内にご提言をいただきたいという話は運営委員会の場でも申し上げましたが、現在の進行状況を見ますと、6月までの延長は仕方がないということで、話をさせていただきました。

審議にあたっての資料等の提出ですけれども、我々としても精一杯準備させていただくことは当然でございます。その中で、期限を区切って申しますと、先ほど委員長から運営委員会の協議状況の中でご報告がありましたように、委員長がまとめられました治水に関する5項目を重点的に個別協議を行っていく中で、3月末までに、我々は県としての原案を作成していく。4月にはそれを提出させていただいて、残りの3カ月でご議論いただく。こういうストーリーで考えておりますので、よろしく申し上げます。

田村委員 今委員長がスケジュールのお話をされて、基本的に賛成なんですけど、ちょっと気になりますのは、4月早々に基本方針と整備計画の原案を河川管理者さんから出されるということについて、2年間にわたって、総合治水だけでなく、いろんな提案なり課題なりを議論してきたわけですから、流域の将来人口とか、土地利用とか、森林の状況とか、そういうことも見通した中での基本方針案、整備計画の原案を出してもらわないと、

4月に河川管理者さんから出てきたものを、残りの3カ月ぐらいでけんけんがくがくやるというのはむだな感じがします。

1つは、基本方針案、整備計画案にこれまで議論してきたエキスをきちっと反映していただきたい。現況把握、現況分析も含めて、そうしていただきたいと思います。

もう1つは、3月末まで総合治水を中心に集中審議していきますので、我々が同時並行で検討したり提案内容を協議したりしている内容が、4月以降に集中的に議論されないといけないこととなります。ワーキングでやっている中身を提言にどう生かすかということと、もう1つは、各委員がこの基本方針、あるいは整備計画の中に盛り込みたい意見がいろいろあると思いますので、3月末までの段階でそれをうまく酌み取るような仕掛けをぜひともお願いしたい。総合治水だけではなくて、幅広い中でそういうことをお願いしたいと思います。

佐々木委員 今の田村委員の意見につけ加えみたいなことになるんですが、これは今後運営委員会で進めていくことになるかと思いますが、今の時点で、3月末に向けてとその後の6月に向けてのタイムスケジュールをきちんと押さえて、その上で最大限のものを抽出できるような中身を組んでいかないと、戻りがあっては時間がないので、そのあたりをきちんとしていけないと思います。

松本委員長 先ほど申し上げたものに加えて、もう少し詳細なタイムスケジュールをつくった方がいいということについては、運営委員会の方でよろしくお願いします。

先ほど田村委員からご指摘がございました件に関連して、運営委員会でも議論をし、何回か確認をしていることを報告させていただきます。

要は、通常は、流域委員会が意見書ないし提言書をまとめて、それを事務局が受けとめて、原案を作成して、それを提出して、それに対してまた意見を言うというふうな運営方式が、従来のオーソドックスなやり方だということは承知しております。しかし、当初から、2年間の諮問期間という時間の問題とか、基本方針からの膨大な作業ということから、この委員会は、先に提言をまとめて、それを受けとめてからという形ではなくて、委員会の議論の中で並行して河川管理者は原案作成を進める。いわば委員会で一緒に審議をしているわけですから、委員会が提言をまとめ上げたときには、その提言の中に盛り込まれる個別の内容はすべて承知されているわけで、委員会が提言書を提出したら速やかに原案が提示されるというスケジュールになるであろう。そうでなければ、あとの5カ月のスケジュールは成り立たないという前提で議論しております。

したがいまして、田村委員が指摘されましたように、この委員会、33 回の本委員会のみならず、130 回を超えるあらゆる会議で出てきたエキスをきちんと受けとめて、反映していただくことが大前提だというふうに理解をしております。そのようにご理解をいただければいかがかと思っておりますので、ちょっと補足させていただきました。

法西委員 6 月まで延長してくださるのは、大変ありがたいことですが、きょうの資料 1 で、4 月以降に 3 項目、6、7、8 をまとめるということになってはいますが、これも 3 月ぐらいには我々に資料をいただいて、協議する準備をしたいと思えます。これも含めて、運営委員会、あるいはワーキングチームでぼつぼつ審議しておいたらどうかということですが、いかがでしょうか。

松本委員長 先ほど言葉不足でございましたが、運営委員会での協議結果を補足しますと、
、
、
、いわゆる超過洪水対策、ワーキンググループで行われている利水、環境、まちづくりにかかわる課題、ポスト流域委員会として、後の実現プロセスの体制づくりということについては、かなりの部分既に議論が進んでおります。きょうも少し意見書が出ておりますけれども、その都度ワーキンググループで議論はされております。そのことを最終的に取りまとめる議論が、3 月末までの日程の中ではちょっと厳しいだろうということです。途中経過としては、ワーキンググループ等からそうした取りまとめの課題の骨子とか骨格が逐次委員会に報告されると思えますので、その中で全体としてご意見を出していただき、最終提言をまとめていってはどうかという意味合いでの位置づけでございます。

ほかになれば、この件はそういう方向で確認されたということで、次に進めさせていただきます。よろしゅうございますか - -。

特にご異議がないようなので、そのように決定させていただきます。

議題の 2 つ目に移ります。総合治水対策の検討のその 1、河川整備計画の検討であります。その前に、2 回のワーキングチーム会議の協議結果のご報告をさせていただきます。資料 2 - 1、資料 2 - 2 をご参照ください。

2 回の会議をあわせてご報告させていただきますが、いずれも整備計画の目標流量をどう設定するか、いわゆる基本方針の基本高水に対する暫定目標、そして、30 年間に具体的に達成すべき目標とその対策の分担 - - 整備計画は従来 20 年から 30 年の期間にというふうになっていましたけれども、今回の県の説明では 30 年という表現をされております - - について説明がされました。整備計画の中身については初めての議論で、当初は行き違い、

混乱も少しございましたが、最終的には後ほどご報告していただきますような形で、河川整備計画の目標流量設定の考え方と必要要件、及び下流区間の河川整備計画における河川対策、特に河川改修の比較検討ケースについての説明、提案を受け、若干の議論を経た上で、本日も報告をさせていただきます。

整備計画の議論をするにあたって、今回は整備計画の中の主に河川対策を県の方から出されている。当然ながら、整備計画には利水、環境を含めた対策が盛り込まれるわけですが、河川計画に限っての検討をとりあえず出してきたということです。その辺、混乱がないようにご説明するために、資料 2 - 3 に添付しておりますフロー図のような形で、ワーキングチームの会議で確認をいたしました。

整備計画だけではなくて、今後の基本方針の議論でも同じことですが、いわゆる治水対策について議論をしております。総合治水というのは、治水対策だけではなくて、利水、環境も含めた総合的な対策の検討があるわけですが、ここでは治水対策に関しての分類を整理しました。

治水対策は、流域対策と河川対策という 2 つに区分けをする。流域対策は、前回は報告しました川に流れ込む水をカットしていくために、どのような対策を講じるかという川の外での対策です。河川対策は、川に流れ込んだ水をどう処理するかという対策で、これには 2 つの方策があるだろう。

1 つは、河道の断面を拡大して流量を受け入れるという河道対策です。掘削とか、拡幅、引き堤、あるいはかさ上げというようなことがございますが、河道でどのように対策を講じるかということです。もう 1 つは、河道での対策ではなかなか困難、あるいは環境等との関係で限界がある場合に、別途一時的な貯留施設を設けて、河道への負担を軽減するというやり方が考えられます。ただ、貯留施設というのは、イコールダムというわけではなくて、このような内容があるのではないかと整理しました。

1 つは、ダムという形での対応、もう 1 つは、現行河道の外に河川施設として一時的な遊水地を設けるという方法です。ダムについても、新規ダムだけでなく、既存のダムの活用があるだろう。治水専用のダムは武庫川にはございませんが、多目的ダムがあります。あるいは、利水専用のダムがあります。こうした多目的ダムないし利水専用ダムの一部を治水に転用すれば、新規ダムをつくることと同じような下流への流出カット、抑制が可能になるという意味合いで、既存ダムの活用ということが挙げられます。新規ダムについても、本流につくるか、支流につくるか、選択肢が分かれるだろう。

点線で囲んであります貯留施設というのは、これだけのことが新たな貯留施設として考えられると受けとめようということです。

ついでながら、その下のダムの有無ということですが、ダムが必要であるかどうか、位置づけるかどうかということに関しましては、まず、基本方針の中で、ダムが必要であると位置づければ、整備計画で、位置づける位置づけないという両方の選択肢がある。基本方針の中にダムが入っていなければ、当然ながら整備計画でダムが入ってくる余地はない。

こういう模式図でありまして、基本方針で、将来超長期にわたってダムが必要であると位置づけた場合には、整備計画の中にそれを取り込んで位置づける場合と整備計画の中には位置づけないという2つの選択肢がある。

そういうふうにご理解をいただいて、本日の整備計画の説明をお聞きいただければいかがかと思っております。

中身に関しましては、後ほどの県からの説明にゆだねたいと思います。

それから、第20回ワーキングチームでは、資料2-2の2ですが、もう1つ、土砂管理対策についても検討しました。土砂管理対策に関しましては、河道で対策しなければいけないことと、流域対策の検討、または環境面から検討しなければならないことの2つに分けて課題を検討しました。従来、河川対策としては、土砂の流出抑制等々については、別の分野での対策として十分盛り込まれていなかった嫌いがありますが、今後の検討の中では、1つは、河道の対策として、土砂の流出と堆積の状況把握と問題点、河道から見た治水対策上の問題点、土砂堆積等が与える生物環境等の問題点、川の健全性を保つための土砂対策について、関係者へのヒアリングをしながら明らかにしていくというふうな観点からの言及が必要であろうということです。

もう1つは、流域対策の検討または環境面からの検討として、流域内の砂防ダムの状況、さらに森林保全の土砂流出抑制についての役割やその対策についても検討が必要であろうということを確認しております。内容的には今後の検討課題でございます。

3のその他としては、今後のワーキングチームの流域対策についての数値化をめぐる検討の手順を、
、
、
、
という形で順次検討を加えていくというふうに取りまとめしております。

以上が2回のワーキングチームの協議結果でございます。これに関して、ご質問、ご意見がございましたら、お聞きしたいと思っております - -。

特にないようでしたら、後ほど具体的な中身の問題に関連してご発言をお願いいたします

す。

では、次に移ります。

まず、河川整備計画について、県の方から資料に基づいてご説明をお願いします。

松本 河川計画課の松本です。

河川整備計画の目標流量の設定の考え方と必要要件につきまして、資料 2 - 4 でご説明させていただきます。

まず 1 ページ目ですが、左側には、河川整備基本方針と河川整備計画、今回は基本方針と整備計画を同時に検討しておりますので、それとの関連性を見ていただくということで、両者の関係を書いております。右側には、武庫川での河川整備計画検討の進め方ということで、具体的にどのように検討していくのかというのを示しております。

河川整備基本方針につきましては、枠の中に書いてございますけれども、記載する事項としましては、総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水、河道と洪水調節施設への配分流量、計画高水流量、計画高水位及び川幅というものがございます。今回、河川整備計画の中で目標流量を設定するにあたっては、この基本方針に即した形でメニューを設定していくこととなりますが、基本方針と整備計画を同時に考えていくことが必要になっております。

河川整備計画におきましては、まず対象区間を考えて、その中で河川整備計画の目標流量、これは実施できる事業の範囲で、一連区間で河川整備の効果が発現する規模とはどういうものになるのかという観点で、それぞれの治水対策のメニューを考えていく。

その中で、左側に矢印が出ておりますけれども、対象期間の設定ということで、達成可能な期間としては、これまでからお話がありますが、20～30年程度を考えている。その際は、もちろん対象区間の延長とか、現在の河川工事の進捗状況というものから判断していく。右側に行きますと、その際に、治水対策の事業費は、20～30年でどれだけの事業費が投入可能なのか。これまでの事業をどのように進めてきたか、その際のお金がどれぐらいの実績になっているかということ considering して設定するということとなります。それから、もう一度戻るわけですが、それぞれトライアングルの的に考えた中で、目標流量を設定していくということが一般的な話でございます。

それでは、右側に行きまして、武庫川での整備計画検討の進め方ということで、具体的にどのように考えていくのかというところでございます。現況流下能力は、以前からお示ししている内容でございますが、こういうものから具体的に対象区間を設定していく。そ

の際は、現況の治水安全度や被災の履歴を考えていく。それから、下に行きまして、河道で対応可能な流量、これが目標流量ということになります。先ほどお話ししました事業費、期間等から判断していく。その際に、河道でどの程度の治水安全度になっているか、その流量がどれぐらいの治水安全度になっているかということ逆算して考えて、治水安全度の評価を行う。これまでの計画、周辺河川でどれだけの治水安全度があるのか、それから実績洪水がどれぐらいのものだったか、なおかつ資産状況はどのようなものかということで、安全度を考えていく。

そういうことで、治水安全度の評価、治水メニューの評価をするわけでございますけれども、これらが十分でない場合につきましては、ノーという方に行きまして、新たな治水メニューの設定をする。その際は、もちろん投入可能な事業費、期間等から考えていく。新たな治水メニューということでは、流量を低減させる施設等を考えていく。そして、新たな治水メニューの設定で戻りまして、治水安全度の評価なり治水メニューの評価が、もしそれでよしということになれば、一番下のところに行きまして、目標流量とおおむねのメニューが決定されるということになります。

引き続きまして、2 ページ目をお開き願います。

目標流量と治水安全度ということで、逆算して、どれぐらいの安全度かを考えるということをご説明しましたけれども、表 - 1 では、河道流量としましては $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ から $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ までで、治水安全度がどのようになるかということのを、青野ダムによる調節後の河道流量ということで評価をしております。 $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、これまで改修を進めてきております全体計画の甲武橋地点での流量、 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、平成 16 年の台風 23 号時の甲武橋地点での流量でございます。右側にいろいろ書いておりますが、平成 16 年 10 月 18 日型降雨では、 $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ が $1 / 20$ 程度になるということで、それぐらいの河道流量を治水安全度で評価するとということで表に示しています。例えば $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ で考えますと、昭和 57 年 7 月 28 日型降雨で $1 / 16$ 程度、平成 16 年 10 月 18 日型降雨では $1 / 8$ 程度ということになります。

表 - 2 では、計画規模別河道流量を右側に出しておりますが、その際の計画規模を一番左側に出しております。これは以前からお示ししておりますが、甲武橋地点での河道流量が、昭和 57 年型と平成 16 年型で、例えば $1 / 100$ ということでこれまで議論されてまいりましたけれども、その際の流量が違っているということで、計画規模そのものも流量ごとに変わるということがわかるような形にしております。

一番下のところに注意書きを書いております。それぞれの治水安全度、例えば 1 / 5 の 3 段目のところに、青野ダム + 新規ダムと書いておりますけれども、これは資料 2 - 3 の総合治水における治水対策の枠組みの点線で囲まれた新たな貯留施設という意味合いですが、河道流量を示す場合には、それがどういうものかという計算条件を設定する必要があります。そういうことから、総合治水ワーキングチームにおいては治水対策を検討中であるので、ここでは青野ダム + 新規ダム、新規ダムを本川に設置した場合の計算数値としてお示しさせていただいております。

ちなみに、先ほど 2,500m³ / s と言いましたけれども、昭和 57 年 7 月 28 日型で、1 / 10 の真ん中の青野ダム 100m³ / s 定量放流の欄を見ていただきますと 2,138m³ / s、1 / 20 の同じ真ん中の欄を見ていただきますと 2,662m³ / s ということで、この間に 2,500m³ / s が入ってくる。また、平成 16 年 10 月 18 日型で見ますと、1 / 5 が 2,127m³ / s、1 / 10 では 2,726m³ / s ということで、この間に 2,500m³ / s が来るので、概略で 1 / 8 程度になっているというところでございます。このようにして治水安全度というものを考えていくという説明でございます。

以上で目標流量設定の考え方と必要要件のご説明を終わります。

渡邊 河川計画課の渡邊です。

先ほど松本の方からも、整備計画の目標水準を流量で設定していく、それを治水安全度及び事業費の面からどういった水準が妥当かを検討していくという考え方をご説明いたしましたけれども、その設定すべき流量をどういうふうに設定していくのかということ資料 2 - 5 でご説明させていただきます。

まず、資料の中身に入ります前に、この表の目的とか考え方について若干お話しさせていただきます。

委員長の方から、資料 2 - 3 の治水対策の枠組みについて、大きくは治水対策として流域対策と河川対策を考える、さらに河川対策については河道対策と貯留施設を組み合わせで考えるんだというご説明がありました。基本方針なり整備計画をこれからつくっていく上で、この流量を決めていくわけですが、流域対策として何 m³ / s 分担させる、河川対策のうち河道対策として何 m³ / s 分担させる、あるいは貯留施設に何 m³ / s 分担させるという分担の組み合わせを基本方針なり整備計画でうたっていくこととなります。

総合治水ワーキングにおいては、既に流域対策の分担量の数値化についての議論が進められておりますけれども、河道の分担についてもこれから始めようということですので、

きょうの県の方からの説明と提案をもとに、これからの作業に入っていきたいと思っております。

松本委員長の方から河川管理者である県に対しまして、河道対策の比較検討資料を提出してほしいというご要請をかねてから受けておりました。その分担量を設定しますと、県としては、その分担量に対応する河道計画を立案して、皆さんにご説明していくことになります。そういった手順を考えておまして、本日は、目標流量として、表の方に 4 種類の流量案をご提案しておりますけれども、これについてご理解いただきたいと思っております。

ケース設定としまして、この 4 ケース以外にも、流域対策をどうするか、貯留施設を考えるのか、考えないのかについて、無数に組み合わせが考えられまして、それに応じた設定流量もあるわけですが、ここでは、どの程度の流量規模を河道として分担させるのが妥当なのか、現実的なのかどうかということを検討していただくための資料を、まずは県から出ささせていただくということです。4 ケースだけでは不十分かと思っておりますけれども、後の検討をしていただく作業に必要な資料をタイムリーに出していくという目的を達成するための一つの条件ということで、ご理解いただきたいと思っております。

なお、この資料につきましては、1 月 26 日の第 20 回総合治水ワーキングにご提出したものを、そのときの議論も踏まえまして、一部加筆修正しておりますことをつけ加えさせていただきます。

少し前置きが長くなりましたけれども、具体的にその資料の中身についてご説明させていただきます。

まず、河川整備計画の検討に用いる目標流量の設定については、本川下流区間に絞った形での資料となっております。

河川対策といいますのは、河川管理者が実施していくもので、その対象流量を 2 種類設定しております。甲武橋地点で、左側が $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ 、右側が $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ の 2 種類です。 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ は、平成 16 年の台風 23 号時の甲武橋地点で生じた実績流量ですので、これから河川整備をしていく上で、これを下回る整備は到底できないということで、最低水準だと認識しています。一方、 $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ につきましては、一つ前の資料にもありましたけれども、その中でも大きい方の流量ということで設定しております。

この流量といいますのは、甲武橋地点ですので、現在既にあります青野ダムで調節された後の流量となります。それぞれ治水安全度を逆算しますと、先ほどの資料にもありまし

たけれども、例えば $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ であれば、57 年型で $1 / 35$ 程度、16 年型では $1 / 13$ 程度、 $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ では、57 年型で $1 / 65$ 程度、16 年型では $1 / 20$ 程度というような評価がされます。

次に、河川対策として、3 行目の新たな貯留施設を考えるのかどうかの 2 通りが考えられまして、その設定を行っております。それぞれの流量に対しまして、ない場合と新規ダム（本川）がある場合ということで設定しています。

また、新たな貯留施設につきましては、資料 2 - 3 の方でも書いておりましたけれども、さまざまなものを今後ワーキンググループで検討していくことにしております。その中で、なぜ新規ダム（本川）がということになるんですけれども、何らかの要件設定をしていかないことには、その効果を受けた後の流量が設定できませんので、ここでは条件設定の計算が可能な方法の代表例として使わせていただいております。

その結果を示しておりますのが、4 行目の検討に用いる整備計画目標流量で、貯留施設の影響のある、なしを受けた後の河道改修の対象流量となります。具体的には、甲武橋地点で $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ 、 $2,300\text{m}^3 / \text{s}$ 、 $3,300\text{m}^3 / \text{s}$ 、 $2,600\text{m}^3 / \text{s}$ という 4 通りの計算がされます。

この計算の条件につきまして、欄外に米印で書いておりますけれども、流域対策の実施による流出抑制効果量は、ここの検討ではゼロと置いております。流域対策の効果量が数値化され、実際に対策に組み込まれれば、これを先ほどの河川改修の対象流量から減ずることになるのは当然でございます。

また、新規ダムの規模ですが、堤体の天端高は、57 年、16 年の両ケースとも現地での上限である 120m で設定しております。同じ 120m という条件のもとでも、雨のパターンによって効果量が変わってまいります。繰り返し申し上げますけれども、後の河道計画を検討するため、何らかの条件設定をしていかないといけないという趣旨をご理解いただきたいと思います。

下のグラフに移りますが、これは従来からご説明しておりました本川下流区間における流下能力図で、河口から上流にさかのぼっていきまして、 18.4km 地点までをお示ししております。赤い線が現況、青い線が工事実施計画の河床まで今後掘り下げた場合で、この 2 つをぎざぎざの線で示しております。流下能力の対比として、先ほどの 4 つの流量がどういった大小関係にあるのかを見ていただくために、グラフでは重ねがきをしています。

今後、この流量に基づいて、各断面の河道計画案をつくっていく作業をしていくわけで

すけれども、現時点でおおむね、このグラフを見ている限り、上の表の河川改修内容の見通しのところに文章で書いているようなことが言えるのではないかと考えております。河口から天王寺川合流点 9.4km までの区間、そこから一後川合流点 15km までの区間、さらに上流の名塩川合流点までの区間というふうに、大きく 3 つに区分しまして、コメントを載せております。

例えば、 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ に対しましては、下のグラフで上から 2 番目の水色の横一本の線ですが、それと赤い線あるいは青い線を見比べていただくことになるとと思います。下流区間では、水色の線が赤い線を数カ所で上回っておりますので、そこでの局所的な対策は必要であります。大半の区間は現状で対応可能だということが言えます。また、中流域では、水色の線はほとんど赤のぎざぎざの線を上回っておりますので、河床掘削が必要だろうということが言えます。さらに上流に行きますと、全区間にわたって工実河床高、掘削後の河道流量が青いぎざぎざの線になるんですけれども、それをも一部水色の線が上回っておりますので、さらに深い掘削が必要になるということが言えます。

$2,300\text{m}^3 / \text{s}$ につきましては、藤色の線と赤と青のぎざぎざの線を見比べていただくことになりましてけれども、下流で、改修不要、現状の断面で流下させることが可能であること。また、中流では、数カ所で河床掘削を伴い、局所的な対策が必要でありますけれども、ほかは現状で対応可能であること。上流では、現在実施中の全計河床高までの掘削が必要であること。

$3,300\text{m}^3 / \text{s}$ は、茶色の線と赤、青の線を見比べていただくわけですけれども、下流では、工実河床高までの低水路掘削が必要であること、さらに 3 km 地点で局所的な追加対策が必要であること。中流では、工実河床高までの河床掘削が必要であること、さらに数カ所で局所的な追加対策が必要であること。上流では、全区間にわたり、工実河床高からさらに深い河床掘削が必要であること。

最後に、 $2,600\text{m}^3 / \text{s}$ につきましては、緑色の線ですけれども、下流で、3 km 付近で局所的な掘削が必要であるが、ほかは現状で対応可能であること。中流で、ほぼ全区間にわたり河床掘削が必要になること。上流では、工実河床高 - - 全計河床高からさらに 1.4 m までの河床掘削が必要になることが、このグラフから読み取れるかと思っております。

今後、4 つの流量に対する河道計画を立てまして、それぞれの事業費を算出して、実現可能性の面からご審議いただきたいと考えております。

以上です。

松本委員長 ただいまの報告について、各委員のご質問、ご意見をいただきます。

岡田委員 先ほどのご説明に対して、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

1点は、資料2 - 4の河川整備計画の目標流量設定の考え方と必要要件の左側に、限られた事業費と限られた期間で、治水安全度を極力向上させる云々と書いてありますが、この限られた事業費について、数日前の報道によりますと、県のインフラ整備の指針となる兵庫社会基盤整備基本方針案がまとまったということで、それが過去よりもかなり下回っていると。2,000億円から30%程度下方修正して、年1,600億円前後と見込んだが、ここ数年の実績は1,700億円台で推移してきたというふうに書いております。さらにそのほかに重点目標として、防潮堤の改良とか洪水危険情報通報システムの整備といったことが挙げられております。

そういうことを考えますと、ここに書かれている限られた事業費というのは、従来の実績よりかなり下回るのではないかと考えられます。資料2 - 5で、事業費については未計算と書かれておりますが、これは今後どのような経過でいかれるのか。冒頭で中川委員も資料についてはできるだけということをお求めおられますので、このあたりはできるだけ早く、ほぼどれぐらいのことが可能なかということをお教えいただきたいと思っております。今後の治水対策にとって非常に重要なことではないかと私は考えております。

2点目は、資料2 - 5の下半分にあります河川整備計画の検討に用いる目標流量のグラフは、河口から18kmのところまでが提示されておりますが、ここから上流の残り42kmについては、現在まで一度も提示されたことがございません。これについて、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

特に、三田市及び篠山市は、水田など総合治水対策上大きく影響を及ぼすところでありますから、その部分の河道の流下能力その他のことは非常に大きな影響を及ぼすと思っております。必要がないのであれば、必要ないで結構なんですけれども、少なくとも武田尾溪谷の非常に不安定な流量のところから上流、僧川から上流ぐらいのところは、このような流下能力のグラフがかけるはずでありまして、それは全体としての治水対策を考える上では非常に重要であると思っております。なぜ今まで一度も公表されておらないのか、そのことを非常に疑問に思うわけであります。

3点目は、出されているこのグラフについては、今までワーキングチーム等でお願いしましたので、河川管理者はよくご承知のことと思っておりますが、赤い線で上下の幅が激しく振れているところがあります。この一番低いところのポイントはどういうところになるのか。

例えば、甲武橋から約 1.5km 下流に下がったところに、のこぎりの刃の非常に下がったところがある。また、3 km 程度のところにも少し下がったところがある。これを見ると、なるほどこの辺は下がっているなということはわかりますが、これは具体的にどこを指すのか、どういう理由でここがこうなっているのか、それに対する対策はどうしたら立てられるのか、そういうことは既に前回のワーキングチームの席上で申し上げていますが、そのあたりをご説明願いたい。あるいは、資料の用意をしていただきたいと思います。

特に、15km から 18km のあたりは、今まで問題になったりリバーサイド住宅のあたりですが、極端に落ち込んでいる。例えば、リバーサイドのときは、ぎりぎりいっぱいまでなって、下側から道路の底を突き破ったような状態で住宅街に溢水しましたが、赤の線と 1,900 ぐらいの線ほどの差はなかったのではないかと思います。その辺のところもよく検討して、今後ご報告をお願いしたいと思います。

渡邊 1 点目の事業費の件ですけれども、新聞でも発表されておりました社会基盤整備の基本方針につきましては、平成 24 年までの期間の方針であります。ここでつくっていかないといけない河川整備計画につきましては、今後 20 年あるいは 30 年ということで、30 年としますと、平成四十何年までということになってまいりますので、そのあたりは、当然基本方針を踏まえつつ、その先は独自に見通しを立てていかないといけないということで、県の方からまた考え方をご説明させていただきたいと思っています。

2 点目の上流域の流下能力につきましては、こういった精緻なものではございませんけれども、昨年 12 月 24 日の第 16 回総合治水ワーキングの場で、手元にある限りの資料を使って、区間ごとに流下能力をご説明させていただいております。今後、それを同レベルで示していくためには、資料そのものが限られていてできませんので、そういったものを活用しながら、上流域での目標流量についてご説明させていただきたいと思っております。

3 点目の流下能力図につきましては、下流での落ち込んでいるところ、あるいは上流で未改修のために落ち込んでいるあたり、そういう特殊事情も含めまして、県としてとっている流下能力の算定の方法について、表の中に米印で書いておりますけれども、総合治水ワーキングの中できっちりと説明させていただきたいと思っております。

伊藤委員 上流部の 15.5km から 18km までの地点のギャップというのは、物すごく大きいんですね。能力が $1,000\text{m}^3 / \text{s}$ に対して、今度の計画でいくと、 $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ ないし $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ になるわけですから、 $1,500\text{m}^3 / \text{s}$ ないし $1,900\text{m}^3 / \text{s}$ がオーバーするという感じになります。平面で見ますと、15.5km というのは見返り岩のところ、18km

の下は中国自動車道の下なんです。中国自動車から屈曲部までは非常に狭いから、これはわかりますけれども、そこから以降は、大多田川が流入しておりまして、六甲の土砂を大量にためております。川幅はかなり広いところもこれだけのギャップがあるわけですから、土砂の流出源をどうやってとめるか、どうやって除去するかということの対策をここで入れないといけないということで、私、土砂管理の重要性を提案して、入れていただいております。

もう1つ、グラフがちょうど切れてしまっているところに名塩川が流入しておりまして、名塩川の流入量がここではわからないんですが、名塩川がかなり悪さをしている可能性があります。名塩川の流入がどうなっているか、名塩川の支川の流量管理をどうするのか、上流と下流の流下能力のギャップについての検討が必要ではないかということをご提案したいと思っております。

岡田委員 先ほどの渡邊さんのご説明でほぼ了承しましたが、特に18kmから上のところにおける河道流下能力については、現在示されている下流に相当する程度のグラフを早急をお願いしたいと思います。三田市からも篠山市からも委員の方がおられますが、これだけを見ると、まるで上流のことはフィックスされていて、ここを考えればもう十分ではないかというふうに、私の感じでは受けとめられます。上流でも、流下能力の非常に低いところもあれば十分なところもあると思いますので、下流部の狭隘なところと同じように、上流での狭窄部分について、今後それなりのご説明をしていただきたいと思います。あと4カ月ぐらいしかありませんし、残り42kmのことをそう簡単にできるとも思っておりませんが、我々がしなければ、これは武庫川流域委員会ではなくて武庫川下流域委員会であると言われても仕方がございませんので、その辺は十分な資料を提出していただきたいと思います。重ねてお願いしておきます。

松本委員長 今の件は、先ほど県の方からもありましたように、もともとワーキングチームの検討課題として、上流、支流と挙げていますので、そこについて、今の岡田委員からの意見を踏まえて、ワーキングの方に河道対策の中できちっと提示していただくということで、お願いしたいと思います。

伊藤委員の質問、要請に対して、何かありますか。

渡邊 名塩川からの流出量のことをおっしゃってございましたけれども、河道の流量配分図の上では、そこで流量の変化点を設けるのではなくて、一後川から上流区間ということ

で流量設定をしておりますが、名塩川からの流量がどういったことになるかについても、ワーキングの中でできる限りのご説明をさせていただきたいと思っております。

伊藤委員 今岡田委員は上流がないとおっしゃっていましたがけれども、ワーキングチームには上流区間が一応出ています。ただ、武庫川溪谷の入り口までしか入っていない。第 16 回ワーキングのときのグラフで見ると、平成 16 年 10 月 18 日型モデル降雨による流量、青野ダム調節後 2,500m³ / s になっています。羽束川が合流点だから、武庫川溪谷の入り口ですよね。これ相当の下流部のスタートはどこになっているんですか。武庫川溪谷は、大きな河川の流入は川下川と僧川だけなんです。だから、名塩川が結構大きな影響を与えているのではないかと解釈していますけれども、それを説明してほしい。きょうじゃなくて、ワーキングチームでいいですから、説明をお願いしたいと思っております。

松本委員長 今の伊藤委員の件、また先ほど指摘された狭窄地点、あるいは 15km から 18km 地点の流下能力と河道の状況等も、近々に、その再計算根拠等明確にし、原因等について説明があることになっていきますので、きょうの時点では次回のワーキングに送るということでよろしいですね。

伊藤委員 はい。

松本委員長 そういう問題点があるということと、名塩川の流入量が不明だという指摘もされていますので、そのあたりも含めて明確にさせていただくようにお願いします。

畑委員 資料 2 - 4 の 2 ページの表 2 のところで、新規ダム案が出てきておまして、そのダムに反対とか賛成とかいうこととは別に、総合治水ということで、あらゆるケースについて状況を把握したいんですが、注で、新規ダムのオリフィスについては各降雨で最適化を図っているというふうに記載されていますけれども、オリフィスの穴の大きさは最大値でどれぐらいを考えておられるのか。いわゆる穴あきダム等が提案されておりますけれども、非常に穴の小さい、貯留効果を非常に大きく見積もっているようなダムが提案されているように見受けられます。穴を大きくした場合には、極端に言えば、ダムといいましても、橋梁のような形で、豪雨のときだけ貯留効果が働いて、ふだんは河川の中に大きなトンネルがあいているようなダムということも考え得るわけです。

といたしますのは、ここで河床掘削が提案されておまして、一後川あたりは非常に深い掘削が考えられていますが、河川の姿を相当大きく変えてしまう。しかも、伊藤委員ご指摘のように、掘削しても、豪雨があったらまた埋没してしまう。土砂管理をしない限り、その繰り返しであって、非常に経費のかかる問題でもあると。

ダムの問題というのは、危険な問題であって、話をしにくい問題でありますけれども、いろんなケースについて考えておく必要があるかと思ひまして、ご質問させていただいております。

大きな穴をあけた場合には、上流にたまる期間は非常に短い。豪雨のときに短時間たまるだけで、結局そこで求められるのは、下流の通水能、すなわち今回の $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ とか $2,400\text{m}^3 / \text{s}$ とか、そういう最大流量にまで流量を下げる事ができれば、もうそれだけでいいわけです。そういうむだなようなダムを計画するのは問題かもしれませんが、景観上の問題を含めて、貯留時間がどの程度であって、上の植生あるいは動物相に対する影響がどの程度あるのか、場合によってはそういうことも検討した上で総合治水を考えた方が、経済的にもクリアする場合があります。河床の変動、あるいは河床掘削による河川の相 - - 川の姿が全く変わってしまうという問題との兼ね合いを含めて、より総合的な議論をする上で、穴あきダムと称するダムのオリフィスはどの程度の大きさのものを考えておられるのかを教えてくださいたいと思ひます。

渡邊 ダムも貯留対策の1つでありますので、今後ご説明していく河道計画とともに、どういった計画なのか、ワーキングの中できっちりご説明をしたいと思ひておりますけれども、洪水吐の穴の大きさということでおっしゃってございましたので、あらかたの考え方だけ申し上げますと、下流の土砂の堆積とか、ダムで土砂をとめてしまって河床が低下するというような問題が社会的にも指摘されておひまして、考え方としては、通常は河床に水がたまらない、小さい規模の洪水が流れてきても土砂とともに素通りするような大きさの穴を河床の高さで一段設けておひます。

具体的には6m角ぐらいの大きさのものを2つ、ここでの計算の条件としておひまして、通常の土砂流出、あるいは洪水で流れる規模の石とかについては素通りしていくような形になるかと思ひております。ここでは比較的大きい穴ですから、洪水調節がきかないのではないかというご指摘もあろうかと思ひますが、これぐらいの規模の流量であれば、下流に流下能力がありますので、何ら支障がない状態かと思ひておひます。

もう少し大きい洪水で、河道に対する流出を抑えていかなければいけないという場合は、今度はもう少し上の段に、そこには水しか来ませんので、若干小さな穴の洪水吐を、流量の規模に応じて、最適な設計をして配置していくという対応が考えられます。具体的なケースごとにどんな条件でやっていくか、ワーキングの中で説明させていただきたいと思ひておひます。

畑委員 6 m 角の 2 つ穴ということですが、実際上、下流の $2,400\text{m}^3 / \text{s}$ とか $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ とかいう流量に対応する場合は、この穴をもっと大きくとれないのかなという気がします。イランの歴史的なダムで、クリットダムという 800 年も続いている洪水調節の機能を果たしているダムがあります。ダムがいいとか悪いとかいう話では全然ありませんで、我々としては、総合的にいろいろ考えるという意味で、大きな穴をあけた場合には、その穴を通して見通しも可能な、動物相のふだんの移動にも何ら支障のないような新しいタイプのダムも考え得るところです。穴の大きさというのは、非常に重要な要素ですので、検討の材料として今お聞きしております。

佐々木委員 ダムの話については、私は一番最後の選択肢だと理解していました。総合的に見るためというふうにおっしゃいましたが、2 ページに、便宜上、ここでは新規ダムを本川に設置した場合で計算したとありまして、今はこの程度で押さえておいて、遊水地等総合治水としての対策を詰めていって、最終的な議論として出てくれば、そのあたりできちっと詰めていけばいいことではないかと思えます。

今手を挙げましたのはそのことではございませんで、ちょっと戻りますけれども、先ほど岡田委員が、限られた事業費と限られた期間ということをおっしゃいまして、河川管理者さんの方からは、記者発表に対する社会資本整備のことについては考慮していくというようなお話でしたが、今回の武庫川の総合治水というのは、新しい取り組みをしていこうということで、この流域委員会も、これまですごいスケジュールで取り組んでまいりました。そういう中で、社会資本整備の今後の一般的な動向に限らず、新しい取り組みに対することもちょっと考慮していただきたい。1 ページの下の黄色で囲われた「治水対策の事業費 過去の事業の経緯や実績等を考慮して設定」という 1 つの項目だけではなく、新しい取り組みに対して考慮していくことも 1 つ盛り込んでいただきたいということで提案させていただきます。

岡田委員 先ほど発言させていただきました中で、上流区間のことは、第 16 回総合治水ワーキング資料 1 で、河川管理者から一応資料は出ております。ただ、今回の河川整備計画の検討に用いる目標流量と河道流下能力との対比ということでは、スポット的に出されているような感じで、それによって全体像をつかむことはちょっとできないと思えます。何も無いということではございませんが、今後の検討のためにはさらに詳細な資料を出していただきたいということです。

それから、先ほど畑先生が言われたことに関連して、資料 2 - 3 の河川対策の点線で囲

まれたところに、貯留施設として、ダム、既存ダム活用、新規ダム、遊水地と書かれておりますが、これは上流での河川のデータが不足しているということにも関係があるかと思えますけれども、遊水地とともに、利水ダムの一部治水転用についても、議論すべきところがまだまだあると思えます。

つい 1 週間ほど前の新聞の記事で、発電用貯水を洪水対策にということ、国土交通省は、九頭竜ダムなど国管理のダムでも発電用の貯水を治水対策用に回せというようなことを提案しております。特に、鹿児島県の鶴田ダムというところは、有効貯水容量 7,750 万 m³ のうち、出水期に最大で 7,500 万 m³ を治水に使える契約を結んだと書いてありますから、治水用のダムに転用しているのとほとんど同じことになるわけです。

利水ダムの転用については、管理しておられる各市は、現在まだ慎重なご意見が多いようですが、発電用や利水用を洪水対策など治水用に回すということは、国土交通省などの見解では、将来のトレンドであると思えます。趨勢としてこういうことがあるということをよく認識していただいて、河川管理者の方も、利水ダムの転用についてはさらに関心を高めて、今後もいろんな意味で交渉を続けていただくことを特に希望しておきます。

中川委員 私が延期を含めた今後のスケジュールのところで確認させていただいた、タイムリーに資料を出していただくというのは、ただいま岡田委員がおっしゃったのと同じことですので、重ねて確認させていただきます。

きょう出していただいた資料 2 - 5 なり資料 2 - 4 は、細かいところはワーキングの中で詰めていくべき話ですので、きょうここでどこまで指摘しておきべきなのか迷っているんですけども、細かい話ではなくて、大きな点だけ 2 つほど申し上げておきたいと思えます。

まず、資料 2 - 4 の 2 ページ目の左側、河道流量、治水安全度の表は、ワーキングで出していただいた資料でもあるんですが、57 年と平成 16 年のそれぞれのタイプで計算すると、ある一定の流量を見ると、これほど規模が変わってくると。要するに、雨のパターンが違えば、安全の規模を評価すると、これほど大きくばらつくんだなということを 1 つ確認しておく必要がある。そういうことが一目でわかる非常にわかりやすい資料を提示していただけたと思えます。

もう 1 点は、きょう出させていただいた危機管理の意見書で触れる話ともかかわって、資料 2 - 5 の下段の赤いのこぎり、青いのこぎり、4 色の線を入れていただいたグラフですけれども、大きく見ても、下流域だけを見ても、甲武橋から下流、甲武橋か

ら一後川のあたり、一後川から上のあたりと、性格が非常に違っているのがよくわかります。

甲武橋から下流というのは、歴史的に調べていきますと、今の堤防の場所は、豊臣時代にほぼ築かれていたということが文献からわかってきます。甲武橋から一後川のあたりは、大正時代、武庫川の大規模な河川改修をやっているところに、宅地開発とあわせて今の堤防の位置が決まっている。そういうところを考えると、問題点が結構はっきり見えてくるのかなと。特に仁川から一後川のあたりは、高水敷の利用の問題を重点的に考える必要があるのかなと。これは、方針のレベルだけではなくて、整備計画の20年、30年のスパンでも、考える範疇に入ってくる話なのではないかということを目指しておきたいと思います。

細かい話は、時間的にもワーキングの中でしかできないだろうと思いますので、これだけ申し上げておきます。

最後に、資料の中の細かい記述については、なるべく一般にわかるような記述と説明を心がけていただきたいと思います。E.L.というのは、ワーキングで何回も資料を見ていればエレベーションとわかるんですが、標高とか、そういう細かいところでわからないとストレスがたまってくるものでございますので、そのあたりを十分に気をつけていただきたいと思います。

もう1つ、先ほど渡邊さんからのご説明の中で、今後ダムのご案内についての説明をさせていただきたいという説明がありましたけれども、この委員会は、出していただいた意見を聞いて、そうですかというふうに議論を進めていく性格のものではないというのはよくご承知かと思えます。私が先ほど申し上げたタイムリーに資料を出してほしいというのは、河川計画課が腹案として持っているものを出していただくということだけではありませんで、先ほど岡田さんがおっしゃったように、やりたくないと思っているかもしれないけれども、委員会としては検討したいのだというリクエストがあれば、例えば利水用量の転用についても、ご尽力いただき、タイムリーに資料の提供をいただきたいと思います。

伊藤委員 先ほど申し上げました上流部の数値は1 / 100の資料でしたので、整備計画の下流と合わせた上流の数値を連続してつくっていただきたいと思っております。勘違いしておりました。

田村委員 勉強不足のため、もう一度教えていただきたいんですけども、資料2 - 5の下図面で、工実計画の河床高まで低水路を掘削した場合がブルー、現況の河道断面で計算すると赤と。それとは別に、全計ということで、河川改修目標流量というのがありま

すが、工実の河床高までというのは、事業年度とか事業費とかは決まっているんですか。

これをざっと見ますと、河川整備計画という前提でいくと、例えばダムを本川につくらないということでも、下流から中流にかけての武庫川渓谷とか生瀬以降とかはかなり課題はありますが、一後川以降については、ほぼ赤の横線で、部分的なことを考えれば、工実の河床高まで掘削すれば、ほぼ流下能力があるというように読み取れます。そのあたりで、ブルーの線の現実性というか、事業性というか、そのあたりをもう少し教えていただきたいと思います。

松本委員長 工事実施基本計画というのは、旧計画の基本方針に当たるものですね。その辺をわかりやすく説明してもらわないと、委員の人は何回も使っていますけれども、わかりづらい面があります。その辺のことに関連すると思いますので、今の田村委員の質問に対して……。

渡邊 工事実施基本計画といえますのは、今委員長がおっしゃったとおり、今からつくろうとしている河川整備基本方針の前身になるもので、計画規模としては、下流区間 1 / 100 です。したがって、事業年度は決まっておりません。そこでうたっておりますのは、甲武橋地点で、例えば基本高水 4,800m³ / s とか、その川の幅、ハイウォーターの高さとかで、それを補足するような形で、県では河床の将来の縦断計画、掘り下げる計画として数字を設定しております。それをもとに、そこまで掘り下げたときの流下能力がどうなるかを計算したのがここでの青い線です。

田村委員 旧の基本方針というような意味合いで、事業年度も事業費も別に決まっていないということですが、ここでは河川整備計画の検討に用いる話をしていきますから、ブルーのラインがいかにも実現性があるようなことでとらえられますと、これを前提にいろいろなことを考えていったらいいじゃないかというふうに、ちょっと誤解を招くような感じがするんですけれども。

田中 青い線をどうしてこの表の中に入れていくかということですが、赤い線が現在の川の流下能力を示しているのに対しまして、工事実施基本計画の河床まで掘削したときの流下能力がここまで来ますよということをあらわしています。ある程度川の限界といえますか、その辺のところを目安として持っておいていただきたいというのが、この表をあらわしている心でございます。

それ以上に、現在の高水敷とか、そういったものを余りいじめることは、計画としてはいかなものかということで、この場合はそれは入っていません。

もう1つは、例えば引き堤をするとか、そんな選択肢があろうかと思いますが、この場合これは入っていません。

今現在の河床から工事実施基本計画の河床まで掘り下げた場合のスタディーとして、これだけの流下能力がありますよと。これから整備計画の目標流量をいろいろとご検討いただくわけですが、それを検討するに際して、マックスとしては大体この辺を見ながら考えないといけないのかなというふうな意味合いで見ていただけたらありがたいと思っています。

田村委員 よくわかりました。赤から青の間で、いろんな整備パターン、箇所、箇所に合わせた課題に対する解決策を今後検討していく。その事業費、環境に与える影響、あるいは周辺の町に与える影響等を勘案して整備計画をつくっていくということですね。

松本委員長 今回の議論は、これからワーキングで詰めていく部分に当たるとは思いますが、要するに、工実の河床高まで掘削することを、今のところは一つの仮説、選択肢として、整備計画の河道対策の中に挙げてあるということですね。ただ、実際にそれができるかどうかは、今ご指摘があったように、環境との整合性で、それが本当にいいのかどうかという問題が1つ、2つ目には、30年という期間内に事業費がそれだけ投入できるのか、3つ目は、工事そのものが30年間でできるのか、行うのがいいのか悪いのか、そういうところが、環境絡み、あるいはその他の問題との折り合いで検討されねばならないこれからの課題であると認識しておいていいんでしょうね。

武田委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、資料2-3の新規ダムで、本流と支流というのがありますね。本流はわかるんですが、ダムというのはどこでもつくれるものではないと思うんです。支流での候補地とか、どれぐらいの数ができそうかというのを、わかったら教えていただきたいんです。

松本委員長 可能性があるのかないのかという話ですが、模式図として、そういうふうで考えるということがかいてあるので、具体的に可能性があるかどうかというのは全く関知しない話なのです。ただ、県として、武庫川の支流で、新規ダムの候補地として、物理的に可能性があるような資料をお持ちなのかどうか、可能性はないと考えておられるのかということはどうですか。

田中 資料2-3のところ、新規ダムで、本川、支流と2つありますが、これはワーキングチームの議論の中でこういう話が出たということで記載されているわけで、私どもとしては、先ほど資料2-5の説明のときにも申しましたように、今一番甲武橋に効果の

ある施設ということで、本川のことを考えておりました、支流になってくると余り効果が発揮できない。先ほど武田委員がおっしゃったように、流域の中で、支川のところでそれに匹敵するようなダムサイトというのは、今のところ見当たらないと思っております。

草薙委員 資料 2 - 5 で、先ほど田村委員、岡田委員もおっしゃっておられましたが、河口から 15km から 18km の現状では赤線でかなり不足のところ、河床を掘削すると、青い線で若干上がっているわけですが、どうしてこういう状態になるのか、川の構造のことを具体的に明記していただくとよくわかるわけです。ここがはっきりしないと、流量ばかりを言ってもわからないので、断面形状、その他支流における影響がどうなっているのかということをもう少し具体的に表示していただきたい。

先ほど岡田委員もちょっとおっしゃっていたんですが、飛び出したところとかなり低いところが、河口から何カ所があるわけですが、そういうところも、断面なり川の形状と流量との関係がこんな形ですよということをはっきりしてもらおうと、皆さんよく理解できるんじゃないかと思しますので、わかりましたら、次回でもお願いしたいと思します。

松本委員長 流下能力の狭窄地点というふうな表現で、ワーキングチームでは議論していますが、河道対策で大事なものは、出っ張っている狭窄地点をまず手を打って、それから全体流量のことだということで、県の方も、具体的に、その部分がどこで、どのような対策が可能なのか不可能なのかという話を近く出すということで、作業を進めてもらっていますので、近々にそういうことが報告されると思します。

畑委員 土砂の堆積というのは、いろんな原因があるかと思しますが、流速との関係が非常に強いわけです。一後橋上流は、先ほどのお話のように、狭窄部から断面の広いところに流れ込んで、流速が遅くなる。勾配も関係します。ですから、平均的な流速の変化とか、河川の勾配とか、そういうのを一緒に図示していただければ、我々としては参考になるということで、追加的にお願いいたします。

法西委員 ワーキングチームでどれくらい議論が進んでいるのかわかりませんが、私は、新規ダムというのは、きょう初めてなんです。もっと前にやっていたんでしょうか。それが 1 つと、E L .120 と書いていますけれども、あの辺は標高が 30m ぐらいだと思しますから、これは高さが 90m とあっていいのか。それから、堤防の幅はどれぐらいになるのか。前は、160m で、950 万 m³ ためられると聞いていましたけれども、その位置が違うのか、いろいろ疑問があります。新規ダムというのを見た途端に、私は頭が真っ白になりましたので、よろしく願います。

松本委員長 先ほどから何回も出ていますよう、新しい貯留施設としていろんな選択肢があるという中で、上でこれだけの貯留施設を活用すれば、下流の河道負担はこれだけだという数字を出すために出しているということです。現時点では、本流のダム案というのを提案しているわけではないということを前提にしてください。ただ、基準点の効果量を出すためには、いろんなケースを全部かけ合わせたものは出せないの、便宜上、計画のダム地点だと思いますが、それを想定して、そこでこれだけたればこうなりますよということで計算されたものです。どんなダムの諸元を前提にして計算したのかということだけ、もう少し詳しく説明してください。

渡邊 検討諸元として、天端の高さは、標高 120mで、洪水のときに水が最高上がってくるときの水位は、120 いっぱいまで来るわけではなくて、114.3m、5.7m下まで水が来るという想定のもとで、容量としては1,125万m³の洪水調節に使う容量を見込んでいます。高さは、下の高さがちょっとわからないんですけども、六十数mだったと思います。90mもありません。位置は、前の計画と同じです。

松本委員長 そういうことを前提に、仮に調節をしたらこうなる。だから、上流部でいろんなところでの合算をして、同じような量の調節能力を出せば、そこにダムは必要でなくなってくる。そういう計算上の話だというふうに現時点では受けとめていただきたいと思います。

長峯委員 確認ということで、ちょっと発言させていただきます。

今、法西委員からありましたように、きょうの資料の中で初めて新規ダムという言葉が出てきたことについては、ワーキングチームの中でもいろいろ心配する意見がありました。これはあくまでもシミュレーションなんです。シミュレーションとして、仮にダムを入れて調整したら流量がどうなるかという計算をしているだけだと。ただ、言葉として出てしまうと、ワーキングチームに出ておられない委員の方とか、一般の傍聴者の方が、あたかも県がこれを今提案しているとか、その提案を踏まえて、ワーキングチームの方でも検討しているというふうに誤解される可能性があるんじゃないかということは、意見が出ました。私は、むしろ、シミュレーションというのは今まで県が余りやってきませんでしたので、シミュレーションの数字を出してもらおうというのはありがたい、誤解を恐れず出したらどうかということで、ワーキングチームでもそういう形で合意が得られたということで、出てきたのではないかと考えております。

ただ、この数字も、一回で出てこなくて、何回かやりとりする中で、ここまで出てきた

んですが、その数字が出てくる最初のところで、県の提案として言っていたのは、先ほど説明があったのかもしれませんが、平成 16 年度の 23 号台風時の甲武橋地点の実績流量が $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ だったということで、1 つは、それよりも高い流量を設定したい。もう 1 つは、今、工実の全体計画の中で河川改修をしておりますけれども、そこでの治水安全度が $1 / 17$ であるということで、 $1 / 17$ よりも高い治水安全度を設定したい。その 2 つの制約条件を県の方としては提案したいということで、その提案をこの委員会として受け入れるかどうかということはまだ結論は出していないと思いますけれども、その制約条件を一応前提として数値計算をしてもらったのが、表 - 2 ということなんです。

これを見てもらったら、 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ をクリアするのは、例えば計画規模 $1 / 20$ でやると、昭和 57 年の雨だとクリアしているけれども、平成 16 年の雨の場合は、新規ダムを入れないとクリアできないんだなということが一目でわかります。じゃあ、仮にダムをつくらないというような判断に立てば、その流量をどこでどういう対策で吸収していくのかという議論がここからできるようになるわけです。そういうふうに私は理解して、この表をぜひ出してくれという意見を言いましたが、もしかしたら、ワーキングチームに出ておられる委員の中でも、その辺の理解、あるいは理解の程度が違っていたかもしれません。改めて委員の皆さん、また県の方にも、そういうことだろうということで確認したいということです。

松本委員長 本議題の整備計画の目標とする流量とそれをどのように分担していくのかというのは初めての材料ですが、お聞きのように、これだけの幅がある、あるいはそれを超えた数値も可能性としてはあるということと、もう 1 つは、現段階では、その中での幾つかの選択肢、兼ね合いがこうなるということが示されただけで、まだ計画にはなっていない。これを計画として詰めていくためには、どういう条件を詰めていくのかについては、先ほどからのご意見が出たと思います。きょうの説明を承認するせぬという話ではなくて、こういうふうな資料に基づいて、具体的な計画数値を出していく途中経過の報告というふうにお受けとめいただいたらいいかと思います。

きょうの説明は、河道でどうするかということで、流域対策は、委員会の流域対策の議論を待って、整備計画にどれだけ入れていくかということを検討したいということで除外されております。例えば、流域対策で物すごい大きな数値、先ほどのダムで想定しているものに匹敵するものを整備計画で組み込めば、貯留施設も要らなくなってくる。ただ、我々が検討している流域対策の中に、先ほどの遊水地や利水ダムの転用も含めています。

いわば上流でどういう対策をとるかという兼ね合いだということです。

ワーキングチームの中で幾つか確認している点は、整備計画は 30 年という期間と事業費に制約される。いわば実現可能な計画にしなければならない。このことはきょうの説明でも明確に出されておりまして、これは基本方針の基本高水とそれに対する対策と大きく異なるところだというのが 1 点です。その中での河道対策を検討する順序としては、現況流下能力が示されていますが、この流下能力は本当にこれで間違いはないですかという議論が出ていまして、この検証をまずやるということが前提です。2 点目は、流下能力が非常に不足している - - 流下能力狭窄部と言っていますが、その部分をどういうふうに対策を講じるのか、それを放置しておいて、そこであふれる量を全部上で何とかせよというのはむちゃな話ではないかという議論が出ております。そのことが可能なのか可能でないのかということを実体的にする。3 点目は、先ほど工実レベルでの掘削という話がありましたけれども、河道でどこまで負担をするのかということは、環境の問題とか、費用の問題とか、工事方法、その他、いろいろな問題との兼ね合いがございます。その辺をどのように考えるかということも大きな課題だろう。そうした対策の上に、ダムというふうな貯留施設が本当に必要なのかどうかということが俎上に上がってくる。

ワーキングチームでは、こういった課題を整理した上で、整備計画の具体的な議論をしていこうというふうにしておりますので、今後の検討経過を見守っていただき、さらに議論をしていただきたいと思います。

きょうは、そういうことで、整備計画に関しては一応議題を終えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

岡田委員 1 点だけお尋ねしたいんですが、私の認識では、現在のところ、武庫川下流では、1 / 17 の治水安全度、計画規模を平成 30 年までに達成するというのが全体計画としてあって、これに対して現在整備計画をやっておられるところであると思いますが、私だけでなく、ほかの方々も、例えば工実計画河床高までのハイウォーターレベルの評価というものが達成できるのかどうかということについては、非常に懸念を示しておられるような感じがします。こういうことについては、河川計画課は河川計画課として、いろいろ計画を立てられたらいいと思うんですが、本日は河川整備課長の窪田さんがお見えになっておられますので、計画ではなくて、実際に整備される方から、今後の見通し、どういうふうな見解を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

窪田 河川整備課長の窪田でございます。

平成 30 年までには、今の 1 / 17 の計画で、名塩川の合流点までを何とか完了したいというような形で、予算措置は全部考えていっております。

岡田委員 県としては、そのほかに出石川とか淡路島とか、非常に災害が多くて、県土整備部のホームページなんかを見ますと、武庫川の災害は、非常に大きい災害ではあったんだけど、余り重きを置いておられないような表記の仕方でございますが、その辺について河川整備課としてはどのようにお考えでしょうか。

窪田 被災を受けたところにつきましては、早急に対応すべく、メニューが違う事業がございます。その事業を入れて、今事業を実施しております。今の武庫川の事業とは予算の費目が違いますので、今の私のところが考えている事業をそのまま洲本とか出石に持っていていっているというような状況ではございません。

松本委員長 では、整備計画に関しての審議はこれで終わります。10 分間休憩いたします。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

休憩後は、当初ご説明しましたとおり、流域対策についての審議を行わせていただきます。前回の第 32 回委員会で、一応その方向で進めるということをご確認いただきました流域対策の骨格については、この間ワーキングチームでの進展は全くございません。したがって、新たなご報告はございませんが、前回の委員会で時間制約があったこと、後半戦の知事とのやりとりの中でも、流域対策については随分議論が出ていたこと、さらには、一昨日のリバーミーティングの議論等々踏まえて、各委員からご意見をいただきたいと思っております。

これに関連しまして、本日、資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 3 - 3 と、3 人の委員の方から意見書が出ております。必ずしも流域対策そのものではなくて、今後の総合治水の検討課題の問題点も含めてですが、それもこの審議の中でご発言いただきたいと思っております。

では、ご発言を求めます - - 。

すぐに出なければ、意見書を出しておられる方から順次お願いします。

まず、奥西委員から、前回の委員会での知事コメントに対する意見として、資料 3 - 1 が出ています。

奥西委員 この意見書は、知事の発言に直接関連したことで、全般にわたってここで申し上げるのは適切でないと思っておりますので、この中で、知事が治水の基本的な理念について

語られたところがありますので、多少片言隻句をとらえるようなところがあるかもしれませんが、それに関する私の意見をちょっと申し述べたいと思います。

この間の流域委員会で、知事は、しっかりした川をつくる - - 具体的にどういう表現をされたか覚えていませんが - - ということが大事であって、またそれを急がなければいけないということをおっしゃいました。その1つの理由として、ハリケーンカトリーナによる災害の事例を挙げられたんですけれども、それはちょっと違うんじゃないかというのが私の意見です。

ハリケーンカトリーナの前に、1993年にミシシッピ川では大洪水があったわけですが、そこで得られている教訓というのは、しっかりした堤防をつくれれば安全になるということではなくて、逆に、しっかりした堤防を一生懸命つくってきた結果として、堤防のそばに家が張りついて、その堤防が壊れたときには壊滅的な被害が起こるようになってきたので、堤防だけでは安全にならないんだというのが教訓であったはずです。アメリカでは、かなり強引な手法で、川のそばにある家を有無を言わずブルドーザーでつぶしてしまうというようなことさえあったわけですが、そういうことをやるのがいいとは思いませんけれども、基本的な考え方として、被害ポテンシャルを大きくしないということ、安全性を高めるといふことと同時にやっていかなければいけないというのが現在の認識だと思います。ここに書いていますように、例えば、淀川の流域委員会でもそういう観点に立って議論されておりまして、武庫川についても、同じように考えていきたいと思っています。

以上です。

中川委員 意見書は、今奥西委員がおっしゃった被害ポテンシャルを下げるということと共通しているんですが、とりあえずそれより前に申し上げたいと思ったのは、この間知事に来ていただきまして、意見交換の中で、はっきり確認できたというか、私自身そういうふう感じたんですが、委員会の中で、再三担保するというのが問題になって、私もそれを非常に気にかけている一人なんですけれども、担保するというのは、政策的に担保するという理解でいいんだなということ、知事とのやりとりの中ではっきり理解しました。

前回の委員会のときに、私、意見書を出させていただきまして、担保するというのが、運用上のとか、力学的に云々とかというような話もあったんですけれども、要するに、政策的にそれを担保するのかどうか、担保するための提言をこの委員会でどれだけきちんと出せるのか、それこそが担保なんだということ、知事とのやりとりの中で改めて確認して、力強く思った次第ですので、私の感想を含めて、確認がてらここで申し上げておきた

いと思って、手を挙げさせていただきました。

意見書については、よいタイミングで振っていただければと思います。

松本委員長 流域対策と前回の委員会で時間切れになってフォローできなかったことに関して - -。

流域対策については、これから議論する部分で、話をしづらい部分はありますが、あれば、また後ほど出していただくことにして、資料 3 - 2 の中川委員からの意見書について、お願いできますか。

中川委員 資料 3 - 2 で、意見書を出させていただいておりますので、それについて発言させていただこうと思います。タイトルにもありますように、危機管理対策の提案をさせていただきます。先取りした内容を出させていただいているんですけども、冒頭、後の審議のスケジュールが少し確認されましたが、4、5、6 という限られた中で、果たしてどこまで詰めていけるのか、もう 1 つ、前倒しである程度資料を整理しておかないと議論がきちんとできないのではないかという 2 つの懸念がありまして、先んじた形というのは重々承知の上で、提案書を出させていただきました。

大きく 2 つありまして、1 つは、危機管理対策の考え方ということで、私なりに案として整理しております。4 つほど挙げておりますが、もちろん全部私のオリジナルということではございませんで、これまでの委員会の議論の中で再三出てきたようなことを自分なりに振り返りながら整理して、4 点書かせていただいているというものです。私自身の意見書の中でも何回も申し上げていることと重複しますので、ここで細かい中身を説明するというよりは、キーワードだけご紹介しておいて、3 月なり 4 月なりの危機管理の議論のときにベースになるような形で頭の中に入れておいていただければと思います。

1 点目は、氾濫域におけるあらゆる規模の水害に対する対策を範囲とすべきだろうということです。

2 点目は、先ほどの奥西委員のご指摘ともかぶるんですけども、災害リスクをマネジメントするということです。必ずしもコントロールということだけではありませんので、現状すぐできないものであれば、それに対するリスクを正しく認識するということが必要になってきます。その前提として、情報公開があるだろうと思います。

3 点目は、何回も委員会の中で指摘されてはいますが、自助、公助、共助という考え方を入れる。キーワードだけ入れても仕方ありませんので、方法論とあわせて委員会の提言としてまとめていく必要があるだろうと思います。自助、公助、共助の定義はいろいろあ

ろうかと思いますが、今まで委員会で出てきた議論なりを整理して私なりに定義すると、こんなことになるのかなというふうにしたのが、(ア)(イ)(ウ)です。この部分は、後の議論の中で、委員会の答申としてまとめていけたらよいのではないかと考えております。

4 点目は、危機管理対策と計画規模の関係を今後の議論に備えて整理しておく必要があるということをも強く感じております。前回の委員会の意見書に出させていただいた図等を参考にしながら考えていただければよいかと思うのですが、言葉の整理を今後の議論の中できちんとしておく必要があるかと思っております。私自身は、危機管理対策というのは非常に広い範囲、超過洪水というのは、ある計画規模のものが 1 つ想定されて、それを超える洪水に対する対策ということで、少し仕分けして言葉を使い分ける必要があるのではないかと考えております。

以上が危機管理対策の考え方です。

2 つ目は、実際答申に盛り込むときには、危機管理の時間軸と対策の組み合わせを整理したものを取り入れる必要があるだろう。整備というのは、きょう計画を立てて、あしたできるというものではありませんので、当然時間軸の中での戦いということになってこようかと思っております。ただ、危機管理は常に考えておかないといけないことですので、時間軸と対策の組み合わせを整理する必要があるのではないかと考えております。

3 つ目は、ここの部分で若干資料を先出しして整理しておく必要があるところを書いています。私自身、危機管理のところは、委員会に何回も提案させていただいたメニューがございますが、その具体的な中身を少し書いたものです。大きくは(1)から(6)まで挙げております。

まず、(1)住民みずからが災害を予測する仕組みの提供ということで、6 点挙げております。その中で、アンダーラインを引いてある項目につきましては、委員会の成果物として、答申なりの中に何らかの形で取り込んでいく、あるいは議論のベースとしてそろえておくことを提案したいというもので、3 つございます。

1 つは、氾濫シミュレーションの導入ということで、これは、ほかにもたくさん事例がございますので、説明する必要もなかろうと思っておりますが、ぜひ取り入れるべきだろうと思っております。

2 つ目は、水害履歴情報の活用ということで、これまでも武庫川の現状ということで、どこで何が起こったというのは、テキストベースでは出ていますが、属地的な情報として

認識できる状態になっていません。どこがどうだったのかわからないというのは、リスクを把握するのにとても不便な状態になっているとっております。自分なりに去年の2月ぐらいから整理してきていますが、例えば、答申の武庫川の現状というところで、こういったものを入れておく必要があるのではないかと思います。

3つ目として、降雨・災害シミュレーションの導入ということをご提案したいとっております。これは、武庫川で環境アセスをやっていたころからずっと温めていることなんです。例えば、どんな雨が危険だ、どんな雨だとどんな災害が出たのに近いということをご住民自身がシミュレーションできるような仕掛けがあると、もっとリアルに雨のことがわかるのではないかと。プロトタイプぐらいはあるんですが、イメージとしてそういうものを提案していきたいと思っております。

4つ目は、休憩前の議論の中で少し申し上げたことですが、災害・開発史の蓄積・公開・活用というものを進めていくべきだと思っております。第一弾の整理として、治水・利水・環境横断的歴史年表と勝手に名づけましたが、いろんな分野から見たときの武庫川の水歴史といったものが横断的にわかるような情報がきちんと整備されていません。私なりに1年ぐらいかけて整理してきて、伊丹、宝塚、西宮までは終わっているんですが、尼崎はまだ一部で、上流についてはほとんど手つかずの状態です。利水に関しては、宝塚以外は全然手つかずの状態ですが、その状態でもかなりわかることがあります。

きょう、ある1ページだけ皆さんにお見せできるように、エクセルの表をちょっと加工してきました。

(スライド)

細かい字は読みにくいと思いますが、例えば、左側に年代を書いておりますが、今出しているのは、大正時代、武庫川の長期の河川改修が行われていた時期なんですけれども、青で、治水に関することをかいてあります。河川改修です。緑褐色のような色で、開発 - - 裏返せば、環境になろうかと思っておりますが - - にかかわるようなことをかいてあります。あと、ここに利水のようなことが入ってくると。

地域として、今の整備としてとりあえずこういう大きなくくりをしています。溪谷以北、溪谷から仁川、仁川以南、近隣、その他というところで、横断的にそのときどきに武庫川流域でどんなことが起こっていたのかというのを整理しております。

こういうのを見ていきますと、先ほどもちらっと申し上げましたが、流下能力が足りない仁川から一後川のあたりをどうするかということで、この時代に、河川改修のお金がな

いところと宅地開発をセットでやってしまったら一挙両得で問題が解決できるかもしれないとか、そういったいろんな動きがあって、今の堤防ができてきたんだというのが見えてきます。

第一次的な整理としては、こういったものを武庫川の現状のところ、委員会の資料としてまとめておく必要があるのではないかと。あるいは、この資料をベースに議論できるものは議論していただきたいと思っております。何分合間にやっておりますので、全部終わっておりませんが、ぜひともこれは仕上げていきたいと思っております。最終的には、これを今後の活用の基盤にしていて、水害、災害というものを流域に住んでいるもの自身が身体化していくために備えていく必要があるのではないかと私自身は考えております。

5 番、6 番は飛ばさせていただきますが、淀川で出ております河川レンジャーは、武庫川でも採用すべきだろうと思っております。

(2) 恒常的避難策は、土地利用の問題で、再三田村委員等からご指摘が出ている点です。このあたりは、現在根拠法というものがありませんので、条例を制定するというような形で、根拠法を性格づけていく必要があるだろうと思っております。

(3) 各自治体が持っている防災計画を横断的に整備するための広域武庫川防災計画というものを取り入れてはいかがかと思っております。

(4) 住民にわかりやすい危機管理目標の設定。これは以前にも申し上げましたが、例えば、水が出ても人は死なない、床下浸水はしても床上浸水はしない、そういう住民にわかりやすい成果の目標設定です。総合的治水推進条例 - - 仮称ですが、要するに、庁内横断的、あるいは自治体横断的、あるいは県民自身も参加するための根拠法として危機管理の考え方も含めた規定、条例の制定を提案したいと思っております。

(6) 流域災害基金の創設ということでございます。

細かい内容についての議論は今後になろうかと思っておりますが、少し先出し的に提案させていただきましたので、アンダーラインを引いた部分については、今後の委員会の資料として答申の中に入れていけるような形でご議論いただければと思っております。

以上です。

松本委員長 流域対策の議論といいながら、冒頭申し上げましたこれからの審議スケジュールは、3月までに1、2、3、4、5とやって、今のご意見の意見書の主な内容は、6、7、8の後段の部分にかかるかと思っておりますが、4月以降にやっていたのでは間に合わ

ない。それまでに適宜小出ししながら、意見を集約していくという作業を並行してやっていかなければ間に合わないのではないかと思います。佐々木委員からの意見書も、そういう法整備をしていくということで、これも従来から提起されていますが、具体的な中身についての提言を各委員からお出しただいて、いずれかの作業の中でまとめていくことになるかと思しますので、この場に出てきたものは、逐次本委員会で取り上げていくという運営にさせてもらっております。

今の中川委員の話とも関連する部分で、佐々木委員の意見書もございますので、佐々木委員のご説明もあわせてお願いします。

佐々木委員 引き続きましてといいますよりも、今の意見書の危機管理対策のことについて少しお話しさせていただいてから、そのまま入っていきたいと思います。

危機管理対策については、詳細にわたって 1 から 3 まで書かれているんですが、このあたりは、まちづくりの方とかなりかぶってくる部分がございます。私は、ちょっと前に、河川防災ステーションの関連で、いろんなことをお出ししましたけれども、最終的に、基本方針、整備計画の中に防災ステーション等、いろんなまちづくり的なものを盛り込んでいくについて、提言に向けての大枠は、これと重なる部分がほとんどになってこようかと思えます。私、現在、水防に関連するところから、こういった危機管理の資料をざっと見せていただきまして、そのあたりをいろいろと操作しようとしているところですけども、まちづくりのワーキングの方は、既にカルテが、大変な作業でございましたが、かなりのところが詰められてきましたので、大枠、あれを下地に提言に向けて考えていこうということで、下準備をしております。このあたりは詰めていかないといけない部分ですので、双方が意見を出し合いながら、総合治水の方に提案していった進めていけるのではないかと考えております。

後半部分に書かれている条例関連のことは、運営委員会では意見書だったんですけども、きょうは提案書というふうな形になるかと思えます。

前回、第 32 回に知事が出席されて、非常にフレキシブルに意見に対する対応を述べていただきまして、先ほど中川委員もおっしゃっておいりましたし、私も意見書に書いておりますけれども、担保するということについて、技術的な常識をクリアしていけば、大抵の提案は担保として持っていけるのではないかという感触を得ました。

そういう中で、少し前に森林の勉強会で、蔵治先生が武庫川条例なるお話をちょっとされまして、もっと前に私もそれに近いようなお話をどこかで漏らしましたが、そのまま右

から左でしたので、いつこれを出そうかと思っていたところ、何回か前から中川委員も条例に関するようなことを出されてきております。先ほどの説明では、どちらかといいますと、法規制的なハードな縛りに限った部分が出ているのかなと思ったんですけども、私が出しておりますのは、もちろん法的縛りに値するような部分が中心にございますが、真ん中から下の部分に書いておりますように、治水、利水、環境ということで、初めの方で出させていただいた武庫川水循環概念図、ああいったものがバランスを持って機能して循環できるように、なおかつ安全に快適に美しく流れて、流域のあらゆる住民や生き物 - - 生物や自然ですけれども、そういうものがいつも愛することのできる武庫川となることを目指すといった条例です。協定的なことにも絡んでくるかと思いますが、規制ばかりする条例ではないということで、武庫川づくりを進めていく中で、この位置づけは、潤滑油、機械油のようなイメージを持っていただければいいのかなと思います。実際に武庫川づくりが動いていくための手法として提案したいということで、出させていただきました。

治水、利水、環境の中の治水というところが、総合治水で一番芯になっておりますけれども、ここにかかわりましては、やはり規制的なものが多い。流出抑制にかかわるような規制とか、この間から出ております利水ダムを治水に転用してもらって、多目的ダムの場合には、トレードオフ関係の水利権の問題などがございますが、そういったものを払拭するためのものが中心になろうかと思えます。それから波及しまして、例えば尼崎市さんが、半世紀に及んで浸水対策のいろんな手法、条例や要綱での指導、規制をされていまして、何回か前にお話をお聞きしましたけれども、そういうふうな部分を参考にして、武庫川流域での連携等、いろんなものを含んだ治水に対するものを盛り込んでいきたい。

利水も、すべてが規制的なものとは限らない。正常な流量を維持するための抑制としての規制は当然なんですけれども、3番の環境と関連する部分が出てきますので、保護 - - 環境保護、景観保護、水質も含めて、いろんなバランスを考えて、楽しめる武庫川というのも、このあたりに入ってこようかと思えます。厳しい規制だけではないというイメージで考えております。

下の方に、現段階で思い当たる治水への盛り込み内容を書いています。ざっと見ていただきますと、農地、森林関連のこととか、中川委員も出されておりました砂防指定地 - - 下流域の方に行くと、堤外地が広いゾーンでは、河川内で網羅されてしまうので余り出てこないかもわかりませんが、こういった盛り込み内容を今回のイメージとして出させていただきました。

実現していくためには、提言書の中に文章として盛り込まれることになると思いますけれども、知事からも条例については可能であるというご返答をいただきましたので、きょう正式に提案させていただきたいと思いますので、この場でご議論いただいて、できれば、総合治水で早急に進めていければと思っております。知事も、フォローアップ委員会という言葉を出されておりましたけれども、前段でお話ししました危機管理の話もそうですけれども、そういう部分に引き継ぐ意味で、提言書の中では十分に押さえたものを出していかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

松本委員長 条例制定に関しては、これまで本委員会でも、総合治水推進条例のようなものを制定して総合的に推進すべきだ、あるいはトップのリーダーはまさしく県のトップがなるべきだということも含めて出ていますが、可及的速やかに成案を得ていくということが大事かと思っておりますので、今のご提言について、ご意見があればお出しただければと思います。

田村委員 先ほどの中川委員の提案と佐々木委員の提案を含めまして、お願いしたいと思うんですけれども、治水だけの話ではなくて、安全、安心の川づくり、まちづくり、あるいは景観づくり、景観保全、あるいは環境保全みたいな話で、やっと本来の流域委員会の議論になってきたかなと思います。そういう議論を充実させていくために、1つは、武庫川をよく知ろうということで、武庫川カルテというのを発案して、皆さんの協力のもとにつくっております。その中にも、災害履歴の項目とか、環境の項目とかございます。

ですから、我々がまず武庫川の状況をよく知った上で、あるいは周辺の地域の状況、歴史を知った上で、何が問題なのか、何を解決する必要があるのか、それを短期でやるのか中期でやるのか長期がやるのかというようなことを重ね合わせて、基本方針なり整備計画がつくられると思います。そういう意味では、きょうの中川さんのエクセルの貴重な資料もどんどん出してもらいまして、まちづくりで進めている地区カルテも充実させていって、皆さん方が、こんなところでこんなんがあるよとか、これはちょっと違うよとか、充実させていくようなことを今後考えていただきたいと思っております。

そうして一つの将来方向みたいなものが決まりますと、あるいはおぼろげにわかりますと、それを条例化する部分、あるいはまちの側と連携して事業化する部分もありますし、河川のここを優先してやっていこうというときに地域の人々の協力を得るためにいろんなツールを使ってやる、あるいはカルテなり過去の武庫川の状況なりをインターネットとかウ

エーブで公表していく、手引き書とかチラシ、パンフレットのようなものをうまく使ってやる、あるいは防災ステーションといいますか、仮称川の駅構想みたいな話で、流域連携として、365日の治水等も含めて、いろんなことをやっていくというようなことになると思いますので、これから勝負どころだと思ひまして、感想のようなものとお願いです。

加藤委員 少し個別のことになるかもわかりませんが、委員会の初めのときから、森林の規制という話がずっと出ていたわけですが、私も、森林を守ることについては何も反対するものではないんですけれども、この流域を見ていただきますと、尼崎、伊丹というのは森林ゼロ地帯なんです。兵庫県で、この2市と加古郡の播磨町だったと思ひますけれども、そこだけがないわけです。山林が大開発されたのが、三田、宝塚、西宮の3市だと思ひます。上流地域は、全くと言っていいくらい開発されていない地域が多いわけです。現行の森林法の中で、1ha以上については許可制になっておりますので、そういうことがなされていると思ひますけれども、それ以上のものをここで条例化しようということになれば、それなりの恩典措置も必要だろう。やはり現行法の中でできる範囲で私はおさめるべきではないかと思ひております。

というのは、先日のリバーミーティングでもその問題が出ましたし、この委員会で、伊藤委員の方から開発禁止というような意見書も出ていましたけれども、我々上流に住んでいる者にとっては、幾ら山林といっても、当然所有権があるわけです。兵庫県は、森林は県民共有の財産と言っておりますけれども、それは理念であって、実質的なところではやはり所有権があるわけですから、それを全面的に規制するというのはいかなものか。それをするのであれば、やはり区域を分けて、今問題になっているのは、西宮から下流の地域だと思ひておりますから、その辺も十分考えてやっていくことが大切であると思ひています。

もう1つの案としては、森林を守ろうとするのであれば、現行法で、森林法の中に保安林制度というものがあります。保安林制度にすれば、半永久的に森林として残されるわけですから、そういう法律を使って指定をしていくということにすれば、経費の負担もなく済むんじゃないか。現在考えている小規模開発を抑制しようとしても、先日のリバーミーティングの中のご意見では、借地料にするとか言っておりますけれども、未来永劫借地料を出すというのは、自治体が大変だと思ひます。ですから、区分をするとか、現行法でできるものであれば、比較的早くそういうことに取り組めるんじゃないかと思ひております。

私自身は上流域におりますが、そこに人がいなくては、山も守ることができないわけです。そんなことがあるかどうかわかりませんが、例えば、上流で工場団地が必要なこともあるかと思います。そんなときに、開発禁止とかいうようなことになれば、いかがなものか。人がいなくては、農地も森林も守れないというのが実態だと思います。上流は、人口が、篠山市なんかでも、6万人構想を出していますけれども、現在4万7,000人ぐらいになっていると思います。ですから、区域を分けるとか、そういう配慮も必要じゃないかと思っております。

この委員会が始まったときから、規制とかという話が出ておりましたけれども、この際ですので、意見として申しておきます。

池淵委員 中川委員とか佐々木委員からご提案がございましたが、こういったものは、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針という、文案としてはふさわしい内容として文章化されるんだろうと思いますけれども、一方では、アクションプログラムというものをどういうふう書き込み、具体のあるものを展開できるかということはさらに議論せざるを得ないと思います。

といいますのは、リアルタイムで、事前、事中、事後の計画レベルなのか、管理レベルを我々としてどこまで包含して書くのか。さっき森林のこともありましたけれども、例えば、この流域で、公助の中に水防団がどうなっているのか、ハザードマップの整備ができているのか否か、あるいは下流においては、地震、高潮による遡上等の氾濫のマップを見たり見なかったり、そういう既にあるもの、ないものねだりを含めて、どういうふう形成されているのか。そのあたりを議論の俎上に上げていただいて、アクションプログラムとして策定するという整備計画の内容にもう少し接近できる内容として、優先順位も含めて描く必要があるのではないかという印象でございます。

基本方針に書き加える内容としては、例えば、計画規模を上回る洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。基本方針レベルであれば、そういう文章があるんですよ。それを武庫川のここでアクションプログラムとして、どこまでブレイクスルーして、具体のそういうところに落とし込んで、実行可能な形にするか、そのあたりの文章表現と、アクションのその部分は、それにすり合わせようというところであっても、時間の関係も含めて、少しお願いしたいなと思っております。

佐々木委員 私まさにそういうふう感じております。水防の関係は、自分の仕事の

関連もありますので、やっていることもあります。アクションプログラムに向けては、6月中といっても、これだけのことをしようとすると、整備するのにそれこそ何年もかかることだと思えます。ですから、それに向けて提言をしておいて、私、先ほど出させていただきましたフォローアップ委員会なるものが必要になってくる。これはこれでチームを組んで、それなりのものとして詰めていかないと、大枠で提言書に出すだけでは済まないことだと思っております。その辺を含めて、総合治水ワーキングチーム、まちづくりも含めまして、検討していくべきだと思います。

その前に、きょう提案させていただいたことにつきまして、賛否あるかと思っておりますので、そのあたりの議論もいただきたいと思えます。

松本委員長 きょう、それについての賛否の議論に入るには少し時間が不足していますので、こういう提起があったということで、今後の審議の中でどのように扱っていくか、具体的にどこまで詰めるのかということも含めて、運営委員会等で議論した上で、改めて流域委員会の議題として出したいと思えます。それでよろしゅうございますか。

中川委員 先ほどの池淵委員からのご指摘、私、まさにそのとおりだと思っております。アクションプランにどれだけイメージできるかということが大事なんだとずっと思っています。抽象的な言葉でしたら、いますぐ作文できる方は何人もおられると思うんです。最終的な答申に、先ほどおっしゃったようなしかるべき必要な措置を講ずると書いたときにも、この委員会としては、実はこういうことを裏としてこういうことを考えていて、これを書いているんですというのがあるのとないのとは、私は全く違うと思えます。

実際にアクションプログラムを立てていくべきで、佐々木さんがおっしゃったように、6月までに全部これを落とせるのかということ、私もかなり厳しいと思っております。ただ、方向だけはこの委員会の中で責任を持ってきちんと出しておくべきだろうと思いたしたので、いささか先走るようでしたけれども、アクションプログラムというのも念頭に置きながら書かせていただいたのがきょうの意見書でございますので、ご指摘ありがとうございました。

松本委員長 ほかに特にご発言がなければ、流域対策並びに今後のソフト面での対策に関する提言と議論はこれで終わりたいと思えます。ありがとうございました。

これで本日の主な議題は終了しました。今後の委員会の日程に関して、事務局から日程の調整結果の提案をお願いします。

黒田 今後の流域委員会の日程ですが、次回、34回につきましては、2月13日、月曜

日、13 時 30 分から、尼崎市の中小企業センターで開催いたします。

新たな委員会ですが、36 回の次回ということで、37 回の流域委員会の日程について確認をお願いしたいと思います。事前に各委員さんのスケジュール等確認させていただいた結果、事務局としまして、3 月 21 日、火曜日、13 時 30 分からということでお願いしたいと思います。

委員長、確認をよろしくお願いいたします。

松本委員長 次回は、既に確定しております 2 月 13 日、1 時半からということで、新たに日程として追加しますのは第 37 回で、3 月 21 日、これは春分の日、祝日で、恐縮ですが、1 時半からということで、よろしく申し上げます。よろしゅうございますか - - 。

ありがとうございました。

では、お待たせしました。本日の審議を傍聴いただきました傍聴者の方々からのご意見をいただきます。

都築 西宮の都築です。

委員の方からの発言もありましたけれども、今回の審議で、新規ダムという言葉が突如出てまいりまして、私も本当に驚いたんです。説明では、つくるかどうかわからないけれども、とりあえず検討の資料として使ったということですが、そうでしたら、ダムに限定せずに、これまでも議論があったかと思うんですが、例えば三田盆地の武庫川沿い、あるいは平成 16 年のときに大量に雨が降ったという中流域の武庫川の支川沿いで、田畑を活用した川沿いの遊水地を新規に仮に設置したとすればどうなのかということも、具体的な検討資料として、委員会では当然議論をすべきじゃないかと。これまでのダムがあるかないかという考え方をそのまま踏襲して、ダムがあるかないかというのは、流域委員会がつくられる以前から県が常に言っておったことで、部局内部でも、この程度の検討ならやってきているわけですね。流域委員会での審議がそのレベルの枠にとどまるのであれば、先ほどある委員からもありましたけれども、せっかくの流域委員会ということではなくなってしまわないかというようにも思います。そういう意味でも、仮にという設定でいろんなパターンの治水対策を検討するのであれば、川沿いの遊水地方式、田畑を活用した場合どうなるかということなんかも、当然検討の対象として、第 3 のケースあるいは第 4 のケースでもいいですけども、やっていただきたいと思います。

それに関連して、上流の武庫川本川あるいは支川の関係の資料が、私の勉強不足かもしれませんが、県の方からほとんどまともにちゃんと出ていないんじゃないかなと。知事は、

この前のときに必要な資料は県からどんどん出すんだというように言われたんですけども、実態は、流域委員会の委員の方々が一生懸命調べられて、ようやく総合治水の検討資料ができるという状況じゃなかったかと、私は外から見ていて、そのように思うんです。私たち傍聴者に対しても、あるいは住民に対しても、武庫川の上流域が一体どうなのかということがほとんど出されていないと思います。

例えば、今回の洪水量の検討の場合でも、上流域でどういように雨が降って、どういう形で、ここではこれぐらいの流量が流れるようになるんだということが、小流域ごとに、あるいは支川ごとに詳細な説明がなされているかという、余りなされていないように思うんです。少なくとも上流の主な支川ごとに、どのような流れ方になるのか、どの程度の流量が流れるのかとか、そういう説明の資料が出されても当然じゃないかと思うので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

それともう一つ思いましたのは、洪水時の雨量パターンから確率洪水量が2ケース、それぞれ並列して出されています。甲武橋で何千 m^3/s 流れると、ある場合は1/35、ある場合は1/13とかいう資料が出ているんですけども、それはまさに100年に1度の洪水が一体何なのかというのがはっきりしないんだということを示しているようにも思うんです。

100年に1度の大雨から洪水を、想定というよりも無理やり決めるようなやり方だと思うんですけども、そういうやり方じゃなくて、100年に1度の洪水量はこの川ではどうなのかと、洪水量そのものに着目して、何年確率の量はどれぐらいという考え方で治水計画をつくることも、既に始まっているというようにお聞きしております。今までは100年に1度の雨量から洪水量を推定することが当たり前のようにならなくて、ずっとやられてきていますけれども、そうじゃなくて、100年に1度の洪水量は幾らかという検討も、この武庫川流域委員会でやるべきではないか。そうしてこそ、今の時代の流域委員会をわざわざ県が設定した意味も出てくるんじゃないか。従来型の検討パターンから一つも出ていないということでは、流域委員会でどういう検討が、画期的な検討がなされたのかという点での問題点を残すのではないかと思います。

それから、資料の問題ですが、流下能力のグラフを今回いただいているんですけども、以前県の方で武庫川の流下能力をチェックされたことがあって、そのときには、500mピッチか100mピッチか、ちょっと忘れちゃったけれども、かなりピッチの多い形で右岸と左岸をそれぞれ比較して、右岸の高さ、左岸の高さで考えれば、流下能力がどれぐらいかと

いう詳細な図や表を出していただいたことがあるんです。ワーキンググループだけに資料が出されていて、またワーキンググループで検討しましょうという状況のような議論に、私はお見受けしたんですけれども、ワーキンググループで検討しておられる資料は、少なくとも傍聴者全員に配っていただくべきじゃないかと。もちろん検討途上の資料もあるかと思うんですけれども、それは検討途上の資料ということで、ワーキンググループが閉鎖的な場所で検討を終わるのではなくて、ワーキンググループの取り組みの報告をするときは、ワーキンググループではどういう資料で議論がなされて、報告されるような内容になったのかという前提の資料も、私たち傍聴者に配っていただくべきじゃないか。知事が資料はどんどん出しますというように言われたんですから、少なくともワーキンググループで明らかになっている資料は、私たち傍聴者にも出していただきたいと思います。

流下能力の関係では、委員の方からも武庫川上流は一体どうなっているんやというご指摘があって、私も本当にそうだと思うんですけれども、武庫川上流の本川の流下能力だけではなくて、支川の流下能力は一体どうなっているのかと。甲武橋より上流の武庫川の支川はたくさんありますし、今回は、三田盆地からの流量だけでなく、横から入ってくると言ったら失礼もわかりませんが、中流域からの流量が、平成16年では水量増加に原因したということですから、それらの支川の状況はどうなのかということは、100年に1度の武庫川流域の洪水対策を考える上では不可欠の資料だと思いますので、流下能力の資料も、すべての支川について出していただくようにしていただきたい。総合治水を考える上でも不可欠の資料だと思いますし、20年、30年程度の河川整備をどうするのかということも県から出されていますけれども、それを考える上でも不可欠の前提の資料だと思います。

吉田 尼崎の吉田です。

きょう出席させていただきまして、河川整備計画の検討に用いる目標流量と河道流下能力のグラフと、この間見せていただきました武庫川カルテを頭の中で重ねながら、あの辺はこないなるのかなというイメージで考えておったんですが、それが重なって表現されるようになれば、もっとわかりやすくなって、地域の方にも論議に加わってもらえるのかなと思いました。

それから、ダムの話が出てきたんですが、これは私は全然心配していなくて、ダムをつくると書いてあるわけではなしに、一つの選択肢として、ここへ挙げられたのは当然の話で、そのダムも利水のためのダムじゃなしに、洪水抑止という形で言われていましたので、従来と考え方が大きく変わってきたということで、安心はしたんです。

とはいいながら、流下能力の絵を見まして、15km から 18km、どっちにしても流下能力が全然足りないところをどないするんやと。この辺が次の対策をどうするか、やむを得ぬからダムにしようというふうになるのか、我慢しようというふうになるのか、上流でやろうというふうになるのか、いろいろ分かれてくるころだと思えます。この辺の対策が見えるようになったら、また違った考え方も出てこようかと思えます。

加藤委員がおっしゃったことは、私もよくわかるんです。実際にそこで生活している、安全に生活が成り立つようにしてほしいと、これはどなたも同じ思いだと思います。だから、上流、それから流出源の方だけに負担を強いるようなことはやっぱりいかんなど。確かに尼崎には森林はありません。尼崎の人が上流域のことを知らん顔をしているかという、そんなことはないやろうというふうに私は信じたいんです。そうでなかったら、流域として、上下が利害関係が相反するような格好になってしまいますので、これは何とかならへんやろかというのが率直な思いです。

それから、アクションプランのところなんですが、本当にこれは苦労すると思えます。この間、東南海地震のことで、消防署で研修会がありまして、行ってきたんですが、防災関係の研修会はあちこちでやられると思えますので、そういったところに武庫川も組み込んでもらえるような話をしたら、ちょっとは関心を持ってもらえるのかなと思えました。

その研修会に来ているのは、私も年寄りなんですけれども、まだ年寄りが来ている。どちらかという、助けてもらわなあかんような人が大体出席するんですね。地域の力を、どうしたら若い人、隣近所の人が顔を見て考えられるのかというのは、非常に悩んでしまうんです。委員会としても同じことだと思いますので、ここで言われる自助共助を、ここへ参加している我々が真剣に考えていかなあかんという思いです。

松本委員長 ありがとうございます。これで傍聴者の方のご発言を終わらせていただきます。

1点だけ、きょうの会議でも何回も申し上げておりますが、きょうの整備計画の資料の中に新規ダムという表現が出てきたことは、便宜上、それで計算するので使ったものであるという前提で、ワーキングチームでも議論をしているということで、現段階で新規ダム計画の検討をしているわけではないと、その辺は間違いのないようにご理解いただきたいと思えます。

以上で本日の議事はすべて終わらせていただきます。

最後に、議事骨子の確認をしたいと思えます。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 18 年 1 月 30 日

第 33 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と草薙委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会の報告

第 40 回運営委員会 (1 月 26 日開催) の協議状況について、松本委員長から報告があった。

3 今後の進め方

運営委員会 (松本委員長) から、「流域委員会の任期延長と今後の進め方」(「第 40 回運営委員会の協議状況」1 (1)) について、報告、提案があり、了承された。

4 総合治水対策の検討

・総合治水ワーキングチーム会議 (第 19 回、第 20 回) の協議結果について、松本主査 (委員長) から、報告があった。

・河川管理者から、河川整備計画の目標流量設定の考え方等について、説明があった。

・奥西委員、中川委員及び佐々木委員から、意見書 (提案書) の説明があった。

5 その他 (今後の開催日程)

・第 34 回委員会は、平成 18 年 2 月 13 日 (月) 13 : 30 から、尼崎市中小企業センターで開催する。

・第 37 回委員会は、平成 18 年 3 月 21 日 (火) 13 : 30 から開催する。

以上です。

松本委員長 中身について、何かご意見ございますか - - 。

特になければ、これで確定させていただきます。

これにて本日の全議事を終了いたします。どうもありがとうございました。